

公益財団法人松前国際友好財団
役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号（以下「認定法第5条13号」という。）及び公益財団法人松前国際友好財団（以下「この法人」という。）の定款第13条（評議員に対する報酬等）及び第26条（役員の報酬等）の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。ただし、評議員はすべて非常勤とする。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の評議員には、定款第13条に定める総額の範囲において、評議員会に出席した場合等は1人1回につき2万円を報酬等として支給することができる。

- 2 この法人の常勤理事には、各年度1人当たり総額が240万円の範囲内において、別表1の額を支給する。また非常勤役員には職務の執行として評議員会、理事会へ出席をした場合等は（別表2）が示す通り1人1回あたり2万円を上限とし、支給することができる。
- 3 この法人の監事には、各年度の報酬等の総額が30万円の範囲内において、職務の執行として監事監査、評議員会、理事会への出席をした場合等は1人1回あたり2万円を報酬等として支給することができる。
- 4 非常勤役員で、この法人の職務遂行のためにその職務を執行した場合には、別表2に従い報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員及び役員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支給する。

- 2 その支給方法は、常勤役員については、毎月定められた日に本人の指定する本人名義の金融期間口座へ振り込むものとし、非常勤役員及び評議員については、支給要件の

発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 理事会・評議員会等が同日に開催された場合の支給は一回とする。

(費用)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に要する、交通費、旅費、印鑑証明等公的機関の証明に係る手数料の実費相当額を費用として支給することができる。

2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(公表)

第7条 この規程を法令の定めにより公表するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、評議員・役員報酬に関する必要な事項は、評議員会の決議を経るものとする。

第9条 役員が財団事務局の職員を兼務する場合、役員報酬は下記(別表2)非常勤役員 俸給表に基づき算出され、職員給与とは別に支給されるものとする。

附則： この規程は、定款の施行の日から施行する。(平成23年4月1日)

改正履歴： 第3条第3項の改定および第4条第3項の追加。(平成27年3月11日、評議員会)

第3条第4項の追加および別表2の追加。(平成29年3月8日、評議員会)

第9条の追加。(平成30年2月16日、評議員会)

第3条2項の支給総額引き上げ。(平成30年6月29日、評議員会)

第3条4項の変更(令和2年11月5日)

(別表1) 常勤理事 俸給表

役職	業務の種類	支給額
常勤理事	日常の業務執行	月額20万円

(別表2) 非常勤役員 俸給表

役職	業務の種類	支給額
非常勤役員	日常の業務執行	第3条第4号の規定による職務を執行した場合の報酬額は、1日あたり2万円を上限とし、かつ1ヶ月の総額は別表1の支給額を超えないものとする。

以上